

業務指示書

バヌアツ国豊かな前浜プロジェクトフェーズ3及びソロモン諸島国コミュニティ主体の沿岸資源管理・利用による生計向上のためのアドバイザー

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年9月28日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年10月3日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（外国法人は登記簿写を提出してください。）

法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

○以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

○業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

○業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：水産資源管理

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／沿岸資源管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：沿岸資源管理
- 2) 対象国又は同類似地域：バヌアツ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 水産普及/ソロモン沿岸資源管理】

- 1) 類似業務の経験：水産普及/沿岸資源管理
- 2) 対象国又は同類似地域：バヌアツ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 水産研修プログラム/業務調整】

- 1) 類似業務の経験：水産研修プログラム
- 2) 対象国又は同類似地域：バヌアツ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年10月14日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VUV1 = 0.9728 円 , US\$1 = 102.129 円 , EUR1 = 114.257 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：10月20日(木) 11:00～12:00
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／沿岸資源管理

水産普及/ソロモン沿岸資源管理

水産研修プログラム/業務調整

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

90.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年10月28日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

バヌアツ国豊かな前浜プロジェクトフェーズ3及びソロモン諸島国コミュニティ主体の沿岸資源管理・利用による生計向上のためのアドバイザー

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／沿岸資源管理	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 水産普及/ソロモン沿岸資源管理	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 水産研修プログラム/業務調整	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】**1. 業務の背景****【バヌアツ共和国】**

大洋州では、人びとは食料や収入を沿岸資源に大きく依存しており、アジア開発銀行は、同地域各国の漁業への就労率の高さや輸出額に占める水産物の割合の大きさを指摘している¹。また、大洋州の南東部に位置するバヌアツ共和国（以下、「バヌアツ」）では、2007年に実施された農業センサスの結果によると、地方部の約46%の世帯が沿岸漁業に従事しており、社会経済における沿岸資源の重要性は非常に高いといえる²。

バヌアツのコミュニティの前浜には定着性の強い貝類（タカセガイ、ヤコウガイ、シャコガイ等）やナマコ類、甲殻類が生息しているが、近年、沿岸域での開発にともなう環境破壊、魚介類の乱獲、さらには気候変動の影響にともなう生態系の遷移から、沿岸資源の状況は悪化の一途をたどっており³、今まで以上に遠方まで出漁しなければならぬなど弊害が生じている。このため、バヌアツ政府はそれら資源の適切な管理に向け、特定の海産物の捕獲禁止、漁獲サイズや漁期の規制による漁獲量の低減、さらに農業・畜産・林業・水産・検疫省（Ministry of Agriculture, Livestock, Forestry, Fisheries and Biosecurity (MALFFB)）の許認可による輸出調整に努めている。

上記バヌアツ政府の沿岸支援管理に向けた取組みを踏まえ、JICAはMALFFB水産局の沿岸資源管理⁴能力の向上を目指し、2006年～2009年に定着性の強い資源である貝類⁵に焦点を当てた増養殖及びパイロットサイトでのコミュニティ主体による沿岸資源管理（Community-Based Coastal Resource Management (CB-CRM)）の仕組みづくりを目的とした「豊かな前浜プロジェクト」（以下、「フェーズ1」）を実施した。また、2011年～2014年には、CB-CRMに係る水産局の技術指導能力の強化とともに、各コミュニティでの同アプローチの実証を目的とした「豊かな前浜

¹ Fisheries in the Economies of the Pacific Island Countries and Territories, 2009, ADB。調査された地域の途上国14か国中8か国が全輸出額の40%以上を水産物が占める。就労については、地域によっては住民の90%以上（クック諸島マンガイア島（2007年））が漁業に従事する島もある。また、観光業等、沿岸資源に依存する関連セクターが多数あり、同資源への依存度は水産統計の数値以上が推定される。

² Census of Agriculture 2007-Vanuatu, Vanuatu National Statistics Office

³ 2003年から2012年の間に、漁獲量が、南西太平洋では17.7%減、南東太平洋では21.4%減と報告されている（The State of World Fisheries and Aquaculture 2014, FAO）。

⁴ 沿岸資源管理の手法の一つとして、沿岸域の環境保全や資源回復に向けた海洋保護区等の設置が考えられる。また、海洋保護区設置にともなう漁業規制等により住民の経済的損失が発生するが、これを生計手段の多様化により補填し、併せて資源保全活動の継続性を維持していけるよう、「資源管理（環境保全）」と「生計多様化（収入向上）」のバランスを保つ必要がある。

⁵ タカセガイ、ヤコウガイ、シャコガイ等は、その成長や増加が容易に観察できる資源であり、沿岸資源管理へのコミュニティ参画を促す生物として広く認知されている。

プロジェクトフェーズ2」(以下、「フェーズ2」)を実施している。フェーズ1及びフェーズ2で継続的に発展させてきたCB-CRMアプローチは、大洋州で高い評価を得ており、すでにソロモン諸島やトンガなどでその導入が検討されている。しかしながら、このような周辺地域の要望に対して、フェーズ1及びフェーズ2の成果を体系的にまとめ、他地域への普及・展開を図るための研修プログラムやマニュアル等は作成されていない状況にある。

CB-CRMアプローチの普及活動は、各地の特徴に合わせて複数のツールを組み合わせ、推進するものであり、特定の事例がモデルにはなり得ない。このため、多様な状況に対応するためには、選択肢を拡充して、その汎用性を高める必要がある。これを踏まえ、バヌアツ政府は、取組み事例を増やしてCB-CRMアプローチを一層強化し、広く国内への適用を促進しつつ、併せて共通の課題を抱える大洋州域内島嶼国への普及に向けた技術協力を日本に要請した。

これを受け、我が国政府は技術協力プロジェクト「豊かな前浜プロジェクトフェーズ3」(以下、「バヌアツプロジェクト」)の実施を採択し、JICAは2015年2月に詳細計画策定調査団を派遣し、プロジェクトの概要についての合意がなされ、2016年8月3日に合意文書(R/D)が署名された。

【ソロモン諸島国】

ソロモン諸島国(以下、「ソロモン」)には、海洋資源の涵養に大きな役割を果たすサンゴ礁、海草藻場、マングローブ林が5,750平方キロメートル以上にわたって広がっており、多くの地方住民は島嶼部に暮らしている。また、同国において、水産資源は重要な収入源及び栄養源である以外に文化伝統の構成要素であり、社会経済において重要な役割を担っている。しかしながら、近年の人口増、商業的漁業の伸長、乱獲等により、沿岸資源は減少傾向にあるとともに、生態系が破壊されつつある。こうした沿岸水産資源の減少により、さらなる都市への人口流入が都市貧困や地方の荒廃を招く結果をもたらしている。

ソロモン政府はCorporate Plan 2014のGoal 1で「海洋・沿岸生態系の保護・管理を通じた持続可能な漁業資源管理と生計向上」を目指し、コミュニティを主体とした沿岸資源管理の推進を進めることとしているが、施策が追い付いていないのが現状である。

対ソロモン諸島国別援助方針(2012年12月)は、「社会・経済基盤の強化を通じた持続的経済成長の達成と国民の生活水準の向上」を基本方針とし、「脆弱性の克服」を重点分野として農林水産業を中心とした地方産業振興が推進されている。また、JICAでは「産業振興プログラム」において地方産業の振興を支援している。他方、近隣のバヌアツで技術協力プロジェクト「豊かな前浜プロジェクトフェーズ3」の準備が進み、同プロジェクトはコミュニティを主体とした統合的沿岸資源管理の域内普及を目指している。このため、距離も近く、社会文化経済的特徴のよく似たソロモンへの裨益が期待されている。

かかる現状を踏まえ、ソロモンからの日本への技術協力要請に対し、両国政府の間で2016年4月に個別専門家「コミュニティ主体の沿岸資源管理・利用による生

計向上のためのアドバイザー」（以下、「ソロモン専門家」）の派遣に係る国際約束が締結された。

2. プロジェクトの概要

【バヌアツ】

（1）上位目標

- ① 統合的 CB-CRM アプローチが（※脚注 6 を参照）、バヌアツ国における沿岸資源管理推進のための標準アプローチとして正式に採用され、普及する。
- ② 太平洋地域において、住民主体の統合的沿岸資源管理アプローチが推進される。

（2）プロジェクト目標

プロジェクトで開発された統合的 CB-CRM アプローチが国内・メラネシア域内で実践される。

（3）期待される成果

- 成果 1 統合的 CB-CRM アプローチの応用性と実用性が強化される。
- 成果 2 統合的 CB-CRM アプローチの知識、経験が効果的な普及のために国家研修プログラムとして取りまとめられ、標準化される。
- 成果 3 広域研修の実施を通じて、統合的 CB-CRM アプローチが近隣国において導入される。

（4）活動の概要

ア. 成果 1 に係る活動

- 活動 1-1：エファテ島においてヤコウガイの資源評価に関する調査を実施し、報告書として取りまとめる。
- 活動 1-2：沿岸コミュニティにおけるサイクロン・パムのインパクトについての調査を実施し、報告書として取りまとめる。
- 活動 1-3：フェーズ 2 の 3 つのパイロットサイトにおいて、統合的 CB-CRM アプローチの現在の状況を精査し、対応すべき課題を特定する。
- 活動 1-4：1-1～1-3 の活動成果に基づき、統合的 CB-CRM アプローチ関連活動の修正／調整を実施する（統合的 CB-CRM 計画の改訂を含む）。
- 活動 1-5：追加的パイロット活動の候補サイトについて、社会経済調査を実施し、報告書として取りまとめる。
- 活動 1-6：漁業資源管理活動の達成度をモニタリングするための評価ツールを開発する。
- 活動 1-7：1-5 の結果に基づき、新たなパイロットサイトを決定し（合計 3 サイト）、主要な関係者との緊密な協議によって、活動内容を決定する。
- 活動 1-8：追加サイトにおいてパイロット活動を実施し、その効果について定期的にモニタリング／調査する。

活動 1-9：統合的 CB-CRM アプローチの応用性と実用性を評価し、報告書に取りまとめる。

イ. 成果 2 に係る活動

活動 2-1：統合的 CB-CRM アプローチの見直しと標準化を行う。

活動 2-2：成果 1 の活動結果を参照に統合的 CB-CRM ガイドラインを策定する。

活動 2-3：作成したガイドラインの有効性をパイロットサイトにて実地検証し、必要な修正を行う。

活動 2-4：統合的 CB-CRM の推進のための国内向け研修プログラムを開発する（研修のためのマニュアルや教本、他の研修教材を含む）。

活動 2-5：関係機関（バヌアツ海技学校を含む）と共に、研修プログラムの内容の見直しと検証を行う。

ウ. 成果 3 に係る活動

活動 3-1：水産普及員に対する統合的 CB-CRM アプローチの研修コースを実施する。

活動 3-2：コミュニティ普及員とコミュニティリーダーに対する統合的 CB-CRM アプローチの研修コースを実施する。

活動 3-3：技術交流に参加する国の政府職員に対する統合的 CB-CRM アプローチを紹介するためのセミナー、ワークショップ、研修コースを実施する。

活動 3-4：相互学習のための交換訪問を実施する。

活動 3-5：地域パートナー（SPC、MSG 等）と共に、統合的 CB-CRM の適用性を検証するための地域セミナーを開催する。

【ソロモン】

(5) 派遣目的

コミュニティ主体による資源管理（Community Based Resource Management (CBRM)）⁶アプローチが普及する。

(6) 期待される成果

成果 1 ソロモンにおける CBRM アプローチが開発される。

成果 2 CBRM が実践され、効果が確認される。

成果 3 漁業海洋資源省の主導により、主要な水産普及員やコミュニティリーダー一等が育成され、自立的に CBRM を普及できるようになる。

⁶ バヌアツではコミュニティ主体による沿岸資源管理（CB-CRM）と呼称しているが、ソロモンでは同様の取組みを CBRM と称している。両者は内容的に同じものと理解してよい。後段 5. (2) も参照のこと。

(7) 活動の概要

- ① バヌアツにおける「豊かな前浜プロジェクト」の成果を参考としたソロモン版 CBRM アプローチを開発する。
- ② 開発された CBRM の実効性を検証する。
- ③ CBRM の実施方法及び成果評価指標を設定する。
- ④ 多様な関係者に対して、CBRM アプローチの研修会を実施する。
- ⑤ CBRM アプローチのパイロット事業を実施する。
- ⑥ CBRM アプローチのパイロット事業の結果を評価する。
- ⑦ その他水産資源管理等にかかる情報収集および各種調整を実施する。

(8) 対象地域

バヌアツにおける活動はポートビラを拠点とし、ソロモンにおいてはホニアラを活動拠点とする。

(9) 関係官庁・機関

バヌアツ共和国農業・畜産・林業・水産・検疫省

ソロモン諸島国漁業海洋資源省

※なお、地域機関であるメラネシアン・スピアヘッド・グループ

(Melanesian Spearhead Group (MSG)) 及び太平洋共同体事務局

(Secretariat of Pacific Community (SPC)) 等とも積極的に連携する。

3. 業務の目的

バヌアツにおける技術協力プロジェクト「豊かな前浜プロジェクトフェーズ3」に係る R/D 及びソロモンにおける個別専門家「コミュニティ主体の沿岸資源管理・利用による生計向上のためのアドバイザー」に係る国際約束に基づく業務（活動）を一体的に実施することにより、それぞれにおいて期待される成果を発現と相乗効果を図り、バヌアツプロジェクトのプロジェクト目標及びソロモン専門家派遣に係る派遣目的の両方を効果的に達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、2016年8月に JICA がバヌアツ農業・畜産・林業・水産・検疫省と締結した R/D (Record of Discussions) に基づき実施される技術協力プロジェクト及び2016年4月に日本・ソロモン政府の間で締結された国際約束に基づく「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) バヌアツプロジェクトとソロモン専門家の連携による相乗効果

バヌアツプロジェクトでは、統合的 CB-CRM アプローチのメラネシア域内での実践をプロジェクト目標の一部としており、ソロモン専門家は同アプローチの同国内普及を目指している。バヌアツプロジェクトはソロモンでの実践結果を域内展開の参考事例とすることができ、また、ソロモン専門家はバヌアツプロジェクトから提供される研修機会等を活用することができる。このため、本業務では、これら2案件を一体的に実施し、連携による相乗効果を図ることとする。

(2) 管理方策と支援方策の組合せアプローチの採用・強化

沿岸資源への依存度が比較的高い島嶼国においては禁漁期、漁具規制などの資源管理の強化がコミュニティの生計活動に即座に負のインパクトを与えかねない。このため、フェーズ2では、コミュニティによる資源管理は、代替収入源の創出のような適当な支援と統合されて初めて持続的になることが実証された。これを踏まえ、今次のバヌアツプロジェクト及びソロモン専門家（以下、特に区別する場合以外は集合的に「当該両事業」）は、禁漁期、漁具規制などの資源管理方策（以下、「管理方策」）と代替収入源の創出支援などの漁民支援方策（以下、「支援方策」）を組み合わせた沿岸資源管理を採用し、また強化することとし、それぞれにおいて「コミュニティ主体による統合的沿岸資源管理（Integrated CB-CRM）」、「コミュニティ主体による資源管理（Community Based Resource Management (CBRM)）」と呼ぶ（以下、特に区別する場合以外は集合的に「統合的 CB-CRM」）。

(3) 実践性の高い「ツール」の多様化

資源管理には汎用性のある型（モデル）は成立しえないと考えられている。一般的に、前浜の沿岸環境や水域資源の賦存状況は変化に富み、また資源の利用者である沿岸住民の社会経済・文化的背景も多様であることから、特定の場所で有効に機能したやり方が、別の地でも機能するとは限らない。このため、管理方策と支援方策を有機的に組み合わせる統合的 CB-CRM アプローチにおいては、それぞれのツールの選択肢を増やすことが肝要になる。そのうえで、沿岸住民が、現地の実情に即した方策を適宜選択し、独自の組み合わせを構成することができれば、様々な環境下で適用可能な手法として確立されたとみなすことができる。これを踏まえ、当該両事業では、管理方策及び支援方策のツールの数を増やし、また、コミュニティの主体性強化策についてもより多くの選択肢を開発し、汎用性の高い統合的 CB-CRM アプローチの開発を目指す。

(4) 「住民主体」に向けた行動変容・レジリエンス強化への取組み

沿岸資源管理においては、資源そのものより漁村コミュニティの住民のマネジメントが中心的取組み対象となる。このため、対象住民の行動変容を効果的に促し、コミュニティ主体の沿岸資源管理への主体的参加を実現させることに十分な配慮と工夫を要する。

また、災害脆弱国とされる両国において、近年発生しているカテゴリ5クラスのサイクロン、エルニーニョといった異常気象に対する対応経験の検証結果（6.

（9）ア.（イ）のとおり）をもとに、これらの異常気象に対し、沿岸資源管理を通じた住民のレジリエンス強化の視点を盛り込んで活動を実施し、長期的な気候変動への適応力を強化するよう留意する。

（5）キャパシティ・ディベロップメント（CD）の重視

当該両事業は、コミュニティの主体性を活用し、持続可能な沿岸資源管理を実現するという観点から、キャパシティ・ディベロップメントを重視し、コミュニティに内在する問題解決能力の活性化や強化を図ることを念頭に置く。キャパシティ・ディベロップメントの詳細については、JICA 調査研究報告書「途上国の主体性に基づく総合的課題対処能力の向上を目指して：キャパシティ・ディベロップメント

（CD）」（[http://jica-ri.jica.go.jp/IFIC and JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/cd/200603_aid.html](http://jica-ri.jica.go.jp/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/cd/200603_aid.html)）ほかを参照する。

（6）自立発展性の重視

本業務では、当該両事業の協力期間終了後もバヌアツ及びソロモンが自立発展的に活動を継続し、本協力の成果の展開を図ることが可能となるような仕組みづくりを重視する。このため、沿岸コミュニティが各種活動の計画立案から実施までを自立的に行うことができるよう、各種取組みの制度化、コミュニティ間の技術交換、インセンティブの創出等の工夫を図る。

（7）効率的・効果的な事業運営

バヌアツ、ソロモンともに、政府の水産部門は予算及び人員体制は必ずしも充足しているとは言えず、また、短期間での改善も望みにくい。このため、本件業務の遂行に当たっては、かかる条件を十分踏まえ、それらを制約条件とせず、前提としたうえで、コミュニティ普及員スキームの活用等、限られた行政側の予算や人員に過度に依存しない方策を積極的に検討する。

（8）対象地域の選定

バヌアツプロジェクトでは、サント島、タンナ島からそれぞれプロジェクトサイトを1か所ずつ（計2か所）選定し、もう1サイトをプロジェクト開始後に実施する候補地の社会経済調査の結果を踏まえてコンサルタントが提案し、バヌアツ側及びJICAと協議の上で決定する（合計3か所）。なお、サイトの選定にあたっては管理方策と支援方策の新たなツール開発に適した条件を有するか否かに留意する。また、フェーズ2でプロジェクトサイトとなっていたアネイチョム島、マラクラ島、エファテ島北部については統合沿岸資源管理アプローチの実施モニタリングを継続する。なお、ソロモン専門家についても、特定のパイロットサイトを1～2か所程度ソロモン側と協議・合意の上、設定する。

(9) 地域住民への公平な機会の提供

大洋州では、沿岸資源管理だけでなく、様々な社会・経済活動を目的とした大小の住民組織が存在する。当該両事業でも、管理方策や支援方策を実施する際の活動母体としてこうした既存の住民組織を活用することを想定しているが、そうした活動を行う際に特に留意が必要な点は、住民組織には様々な参加の形態が存在することである。いくつかの組織は教会を拠点としているため、その構成員は同じ宗派の住民に限定されるであろうし、親族等の関係者との血縁関係が優先される組織も存在する。また、土地所有に係るセンシティブな住民関係も場所によっては存在する。このため、特定の住民組織をプロジェクト活動の基盤として利用する場合、組織の選択自体が実質的に参加者の枠組みを規定することに繋がる可能性がある。こうした点については、社会経済調査の際にその詳細を確認し、住民への情報や参加の機会が公平に配分されるように配慮し、地域内の利害対立や貧富格差を誘発しないよう注意する。

(10) 現地関係機関との連携

沿岸コミュニティにおける資源管理を進めるためには、代替的な生計活動の導入が必要とされる。こうした活動を実施する際には、バヌアツ、ソロモンそれぞれにおいて、例えば村落部において経済活動支援を行っている、農村振興、産業振興、協同組合等の担当部局との協力関係を構築することが必要とされる。また、海洋保護区の設置やモニタリングも実施予定であり、環境保護・保全担当部局との連携も重要である。そのほか、女性支援、観光振興等の担当部局のほか、政府外では、NGO等との連携も検討する。

(11) ジェンダー、若年層、その他弱者グループへの配慮

当該両事業が取り組むアプローチは、沿岸コミュニティの積極的な参画が前提となっており、女性による裏庭養殖や水産物加工、禁猟区のパトロール、貝細工の製作・販売などへの参加が想定される。このような取組みを通じて、伝統的コミュニティにおけるバリュー・チェーンやコミュニティ産物への価値付加に女性の貢献が高まり、ジェンダーバランスの改善も期待される。また、コミュニティの一員としての若年層や弱者グループも計画立案等に積極的に参加を促進し、包摂性に十分留意した事業運営が望ましい。なお、バヌアツプロジェクトにおいては、法務・コミュニティサービス省女性局を合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee (JCC)) メンバーとし、同局と緊密に協調する。

(12) 統合的 CB-CRM

バヌアツではコミュニティ主体による沿岸資源管理 (CB-CRM) と呼称しているが、ソロモンでは同様の取組みを CBRM と称している。両者は基本的には同様なものであることから、「統合的 CB-CRM」の域内推進においては、域内共通名称および

定義の認知が重要なため、下記（13）域内関連機関等を通じて共通認識の醸成を図る。

（13）地域展開と他の関連機関との連携

バヌアツプロジェクトでは、統合的 CB-CRM アプローチのメラネシア域内の近隣国での実践をプロジェクト目標に挙げており、本業務においては、バヌアツプロジェクト及びソロモン専門家間の緊密な連携を実現させるとともに、他の近隣国との技術交換等を通じて統合的 CB-CRM アプローチの域内普及を図る。かかる活動に関し、MSG や SPC がすでに関連方針⁷を打ち出して、関係国間の連携を促進している。事務局がバヌアツのポートビラにある MSG とはメラネシア域内におけるコミュニティ主体の持続的沿岸資源管理に係る活動において協調することで意見が一致しており、研修プログラムや教材の共同開発等の具体的な対応を検討する。なお、当該両事業推進に向けた連携協定を締結することも検討中。また、SPC はフェーズ2の成果を機関誌で特集して広報するなどの連携実績があり、これら地域機関とは広報面でも連携を検討する。

そのほか、太平洋地域環境計画（Secretariat of the Pacific Regional Environmental Programme (SPREP)）、地域漁業の専門機関である（南太平洋）フォーラム漁業機関（Forum Fishery Agency (FFA)）、さらに国連開発計画、オーストラリア、フランス、ドイツ等のドナーが、水産や沿岸域の環境保全・管理に係る支援を展開しており、必要に応じて連携について検討する。

（14）大洋州における JICA 関連事業との連携

フィジーには個別専門家「沿岸・海洋資源管理アドバイザー」が派遣されており（2015年3月～2017年2月）、その他、協力期間中に新たに採択される関連案件とともに、必要に応じて当該両事業との連携を図っていく。

（15）広報活動

大洋州の沿岸村落部では、水産資源（特に沿岸資源）の利用が食糧安全保障上及び貴重な生計手段を確保する上で重要な役割を果たしており、伝統的制度に基づく慣習法などで資源管理が行われてきたが、都市部への人口流入や資源の乱獲、生態系の変化等の変化によりこれまでの制度が形骸化しており、沿岸資源の持続的利用が脅かされている。当該両事業は、バヌアツでの CB-CRM アプローチの汎用性を強化し、メラネシア地域への波及を推進することを企図していることから、域内での広範な広報活動は極めて重要となる。

また、第7回太平洋・島サミット（PALM7）「福島・いわき宣言—共に創る豊かな未来—」において、日本政府が、開発における太平洋諸島フォーラム（PIF）島嶼国のリーダーシップとオーナーシップの重要性を強調し、対話を促進するとともに、日本の経験と知見を生かして、自立的発展を促すために更なる協力を行う意図を表

⁷ The Noumea strategy: A new song for coastal fisheries – pathways to change (SPC), Roadmap for inshore fisheries management and sustainable development (MSG)

明している。こうした観点からも、日本の協力の成果をアピールしていくことに注力する。

なお、プロジェクト実施期間中に第8回太平洋・島サミット（PALM8）が開催予定である点についても意識の上、広報活動を実践すること。

（16）携行機材

携行機材の調達については、現時点では特に想定していない。ただし、技術協力活動の中で携行機材としての必要性が認められた機材については、現地又は本邦で調達する。

（17）事業の期分け

本業務については、期分けは検討していない。しかしながら、コンサルタントが適当と考える場合は、プロポーザルにて提案可能とする。

6. 業務の内容

当該両事業は、バヌアツ及びソロモンの政府及び関係機関との共同事業であることから、以下の業務内容すべてについて、コンサルタントは相手国側実施機関と良好な協働体制を構築し、協議・意見交換を行いながら意思決定をすることを前提とする。

【当該両事業共通】

（1）業務計画書の作成

日本国内で入手可能な資料・情報を整理し、本業務実施に係る基本方針、方法、項目と内容、実施体制、及びスケジュール（Plan of Operation）（案）等を検討し、業務計画書を作成し、JICA 農村開発部の承認を得る。

（2）ワーク・プランの作成、合意

JICA に承認された業務計画書をもとに、バヌアツプロジェクト、ソロモン専門家のそれぞれについて、個別にワーク・プラン（案）を作成し、それぞれの国の実施機関に説明、協議を行い、合意を得て完成させる。

（3）プロジェクト業務進捗報告書（バヌアツ）、個別案件活動進捗報告書（ソロモン）の作成

バヌアツプロジェクトにおける JCC 実施後のタイミングで1年ごとの当該両事業の活動内容をプロジェクト業務進捗報告書（バヌアツ）及び個別案件活動進捗報告書（ソロモン）としてまとめ、JICA に提出する。

（4）プロジェクト業務完了報告書（バヌアツ）、専門家業務完了報告書（ソロモン）の作成

バヌアツプロジェクト及びソロモン専門家の全活動の内容、結果、要因分析、教訓等を取りまとめ、それぞれ、プロジェクト業務完了報告書（バヌアツ）、専門家業務完了報告書（ソロモン）として JICA に提出する。

（５）関連する JICA 事業・調査団等への協力

当該両事業の内容や進捗に応じて、運営指導調査団等により JICA 職員又は有識者等を派遣することも想定されるため、これに対し、資料作成、日程調整、協議への出席等の協力を行うとともに、かかる調査団等からの助言等を十分踏まえて業務を遂行する。また、JICA 国内機関が実施する課題別研修の現地補完研修がバヌアツで実施される場合は、可能な範囲でこれに協力する。

なお、カウンターパート研修については、関連する課題別研修（JICA 沖縄が実施する「島嶼国における水産業多様化と資源の持続的利用」コースを想定）への参加をもって代替することを予定しており、カウンターパート研修実施経費は見積もりには含まない。ただし、コンサルタントから、別の内容の本邦研修又は第三国研修を提案することは妨げない。

【バヌアツ】

（６）評価指標の設定及びモニタリング

バヌアツプロジェクトの評価指標について、新規サイト及び候補サイトの社会経済調査実施結果を踏まえてバヌアツ側とともに検討、協議し、協力期間開始から１年後に実施が予定される第２回 JCC において合意形成を図ることとする。なお、求められる成果の達成状況について、モニタリングを行うための具体的方法についても検討を行い、プロジェクト業務進捗報告書及びプロジェクト業務完了報告書にモニタリング結果を記載する。

（７）合同調整委員会（JCC）の開催支援

2016 年 8 月 3 日に署名された R/D で規定された関係者の参加の下、プロジェクト期間中、年 1 回、計 5 回を目処に実施機関が合同調整委員会（Joint Coordination Committee (JCC)）を開催する。同委員会を円滑に進めるために、視聴覚機材の活用等を図り、問題事項、方針等の要点を明瞭かつ簡潔に説明できるよう、実施機関を支援する。

（８）モニタリング・シートの作成

第 1 回 JCC 実施後 6 か月ごとに JICA が指定するフォーマットによるモニタリング・シートを実施機関とともに作成・合意し、JICA に提出する。

（９）プロジェクト目標の達成を目指し、実施機関と協働して成果 1～3 に係る活動（２．（４）のとおり）を実施する。特に、以下について留意する。

ア．成果 1 関連

（ア）主要パイロット事業

当該両事業では、統合的 CB-CRM アプローチを現場で実践し、各ツールの有効性を検証することを通して同アプローチの汎用性の拡大及び強化を図る。管理方策及び支援方策のツールについて、少なくとも深海の底魚（deep-water snappers）資源管理、内水面養殖、水産物のバリュー・チェーン開発、水産物の付加価値づけ、表彰制度等を含むこととする。なお、各種の活動については、相手国側と十分協議し、合意することを前提とする。

（イ）沿岸資源管理に係る取組みの効果調査

過去のフェーズではバヌアツのエフェテ島でヤコウガイの親貝移植と種苗放流が実施され、その結果、近年、同資源の回復が確認されつつある。また、2015年3月のサイクロン・パムの被害を受けた際に、一時的に海洋保護区を一定の管理下に置きながら開放し、住民の食料調達に大いに貢献したとされている。これらは、証明されれば沿岸資源管理の好事例となり、当該両事業推進にあたって住民のモチベーションにもなりうるため、これらについて包括的な調査を行い、統合的 CB-CRM アプローチ推進のための教訓をまとめることとする。なお、同調査の報告書のとりまとめにあたっては、JICA 農村開発部と密に協議すること。

イ. 成果2 関連

（ウ）研修プログラムの開発

研修プログラムの開発に当たっては、成果1 関連の諸調査及び活動結果を十分踏まえ、研修実施機関（バヌアツ海技学校と想定）及びMSG 及びSPC 等の地域機関とも協働し、これらの知見等を十分踏まえたものとする。

ウ. 成果3 関連

（エ）域内普及について

MSG 及びSPC との連携に加え、ソロモン専門家及びフィジー個別専門家「沿岸・海洋資源管理アドバイザー」とも情報共有を図りつつ、メラネシア地域内での効果的な普及及び広報展開を図る。

【ソロモン】

- （10）派遣目的の達成を目指し、実施機関と協働して成果1～3に係る活動（2.（7）のとおり）を実施する。

7. 成果品等

（1）報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はプロジェクト業務完了報告書（バヌアツ）及び専門家業務完了報告書（ソロモン）とする。プロジェクト業務進捗報告書（バヌアツ）及び個別

案件活動進捗報告書（ソロモン）には、当該期間に作成した技術協力成果品（以下（２）のとおり）を添付するものとし、また、プロジェクト業務完了報告書（バヌアツ）及び専門家業務完了報告書（ソロモン）には本業務期間を通して作成した技術協力成果品を添付すること。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書（バヌアツプロジェクト、ソロモン専門家共通）（共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後 10 日以内	和文：5 部 CD-R：5 枚
ワーク・プラン（バヌアツ）	業務開始から約 3 ヶ月後	英文：15 部 和文：5 部 CD-R：6 枚
ワーク・プラン（ソロモン）	業務開始から約 3 ヶ月後	英文：15 部 和文：5 部 CD-R：6 枚
プロジェクト業務進捗報告書（バヌアツ）	2017 年 12 月下旬 2018 年 12 月下旬 2019 年 12 月下旬 2020 年 12 月下旬	英文：15 部 和文：5 部 CD-R：6 枚
プロジェクト業務完了報告書（バヌアツ）	2021 年 1 月中旬	英文：16 部 和文：6 部 CD-R：7 枚
個別案件活動進捗報告書（ソロモン）	2017 年 12 月下旬 2018 年 12 月下旬 2019 年 12 月下旬 2020 年 12 月下旬	英文：15 部 和文：5 部 CD-R：6 枚
専門家業務完了報告書（ソロモン）	2021 年 1 月中旬	英文：16 部 和文：6 部 CD-R：7 枚

プロジェクト業務完了報告書（バヌアツ）については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

ア. ワーク・プラン（当該両事業）記載項目（案）

（ア）プロジェクト／専門家派遣の概要（背景・経緯・目的）

- (イ) プロジェクト実施／専門家業務の基本方針
- (ウ) プロジェクト実施／専門家業務の具体的方法
- (エ) プロジェクト実施／専門家業務体制
(バヌアツについては JCC の体制等を含む)
- (オ) 業務フローチャート
- (カ) 要員計画
- (キ) 先方実施機関便宜供与負担事項
- (ク) その他必要事項

イ. プロジェクト業務進捗報告書／完了報告書記載項目（案）（バヌアツプロジェクト）

- (ア) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- (イ) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- (ウ) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- (エ) プロジェクト目標の達成度
- (オ) 上位目標の達成に向けての提言
- (カ) 次期活動計画（進捗報告書のみ）

ウ. 個別案件活動進捗報告書／専門家業務完了報告書（ソロモン）については、JICA 指定のフォーマットを利用する。

添付資料（適宜。和文版に添付する資料は英文でも構わない。）

- ①PDM（最新版、変遷経緯）
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画（WBS 等を活用）
- ④専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤研修員受入れ実績
- ⑥供与機材・携行機材実績（引渡しリスト含む）
- ⑦合同調整委員会議事録等
- ⑧その他活動実績

注）（エ）、（オ）及び⑥の引渡しリストは完了報告書のみ記載

（２）技術協力成果品等

コンサルタントが各実施機関及び関連機関と協働で作成する以下の技術協力成果品を提出する。なお、提出に当たっては、プロジェクト業務進捗報告書（バヌアツ）／個別案件活動進捗報告書（ソロモン）及びプロジェクト業務完了報告書（バヌアツ）／専門家業務完了報告書（ソロモン）に添付して提出することとする。

【バヌアツ】

- ① バヌアツ版統合的 CB-CRM 実施ガイドライン（ツールマニュアルを含む）

- ② メラネシア版統合的 CB-CRM 実施ガイドライン（ツールマニュアルを含む）
- ③ パヌアツ版統合的 CB-CRM 研修マニュアル（教本、教材等を含む）
- ④ メラネシア地域版統合的 CB-CRM 研修マニュアル（教本、教材等を含む）
- ⑤ ヤコウガイ資源評価に関する調査報告書
- ⑥ サイクロン・パムに係るインパクト調査報告書
- ⑦ 新規サイト・候補サイト社会経済調査報告書
- ⑧ 広報資料

【ソロモン】

- ⑨ CBRM 実施ガイドライン（ツールマニュアルを含む）
- ⑩ CBRM 研修マニュアル（教本、教材等を含む）
- ⑪ 広報資料

（3）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ WBS
- ④ 業務フローチャート

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程

本件に係る業務工程は、2016年11月に開始し、約50ヶ月後の終了を目処とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

(全体) 約118.50 M/M

現地業務のうち、バヌアツ分80%、ソロモン分20%を目安とする。

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括/沿岸資源管理 (2号)
- ② 水産普及/ソロモン沿岸資源管理 (3号)
- ③ 水産研修プログラム/業務調整 (3号)
- ④ 付加価値向上
- ⑤ 淡水養殖

3. 相手国の便宜供与

バヌアツプロジェクトについては、2016年8月3日に署名されたR/Dに基づく。
ソロモン専門家については、以下のとおり。

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 事務所スペースの提供

4. 配布資料

- ・バヌアツプロジェクトフェーズ2終了時評価調査報告書
- ・バヌアツプロジェクトフェーズ2プロジェクト業務完了報告書
- ・バヌアツプロジェクト詳細計画策定結果
- ・バヌアツプロジェクト署名R/D
- ・ソロモン専門家要請書
- ・課題別研修「島嶼国における水産業多様化と資源の持続的利用」概要資料
- ・個別案件活動進捗報告書フォーマット

- ・ 専門家業務完了報告書フォーマット

5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること。

6. 現地再委託

以下の調査等については、当該業務について経験・知見を有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこととする。

現地再委託を想定する場合には、可能な範囲で、プロポーザルにて現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行う。

- ① ヤコウガイ資源評価に関する調査
- ② サイクロン・パムに係るインパクト調査
- ③ 新規サイト・候補サイト社会経済調査

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAバヌアツ支所、フィジー事務所及びソロモン支所並びに在フィジー日本大使館及び在ソロモン諸島日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

(3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上